

# 繁忙期有償運送通達の改正について

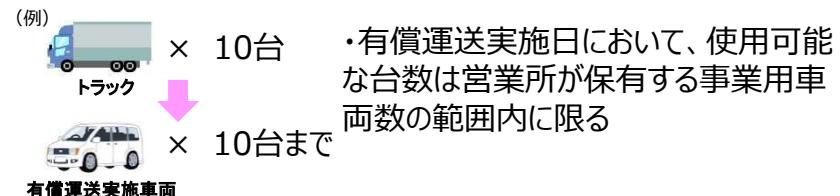
## 制度

- 輸送需要が極端に増大し、**事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難となる年末年始・夏季等の繁忙期に限り、許可を得たトラック事業者が運行・労務管理などの安全指導を行うことを前提に、自家用車の活用を例外的に許可。**
- 令和3年9月1日、ネット通販事業等による宅配貨物量の変化を踏まえ、対象時期を見直すとともに、申請手続きの合理化、使用される自家用車の管理の厳格化（原則ラストワンマイル配送のみ、台数制限、運送事業者による報告義務、ペナルティの新設等）等のため、通達（※）改正を実施。  
※『年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について』（平成15年2月14日国自貨第91号）

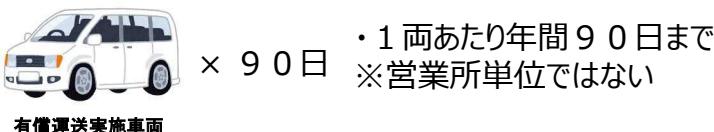
## 改正概要

- ① 輸送需要の実態を踏まえ繁忙期の期間設定を見直し ④ 有償運送使用可能台数は保有車両数の範囲内に限る  
(春期繁忙期の追加等)

春期 3/10～3/31 夏期 6/15～8/12  
4/20～4/30 秋期 8/13～11/9  
5/6～5/15 年末 11/10～12/31



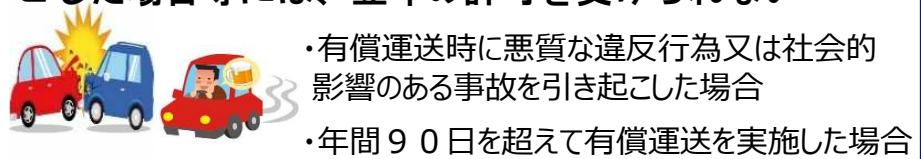
- ② 許可申請を運送需要者からの申請（代理申請）のみ ⑤ 自家用車1両あたり年間90日を上限として使用可



- ③ 申請は年初1回で足り、その年の運送実績を翌年2月末までに報告書として提出



- ⑥ 悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合等には、翌年の許可を受けられない



(参考) 繁忙期有償運送通達の改正箇所まとめ

	改正後	改正前
申請主体	運送需要者たる貨物自動車運送事業者による代理申請に限定。	自家用自動車の運転者が申請又は貨物自動車運送事業者が代理申請を行う。
許可の対象	営業所に配置されている事業用自動車と同数までの自家用自動車について、一両当たり年間90日。 以下の運送に限る。 ①ラストワンマイル輸送 ②公共の福祉を確保するためやむを得ない場合	(新設) 輸送品目について制限なし。
貨物運送事業者の義務	利用者対策の実施について、右記に加え法令遵守を追加。  自家用自動車の有償運送中に以下の事案が発生した場合の報告義務を追加。 ①救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転等の悪質と認められる行為に係る違反行為 ②自動車事故報告規則第2条各号に定める事故 ③過積載違反、最高速度違反行為等の道路交通法に違反する行為  悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合の以下の対応義務を追加。 ・当該運転手に対する許可証返納の指導 ・他の運転手に対する再発防止のための研修等の実施  運送実績の報告（翌年2月まで）。	自動車事故、荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策の実施。  (新設)  (新設)
処分等	以下の事案が発生してから一年以内は、当該事案が発生した営業所に係る許可を行わない。 ①一両当たり年間90日を超えて有償運送を行った場合 ②運転者が悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合 ③報告すべき事案に関し、事実又はこれを称するものを隠滅したと認められる場合  貨物自動車運送事業者が行政処分を受けることとなつた場合は、当該処分期間中の許可自家用自動車の許可を無効とする。	(新設)  (新設)
繁忙期の期間	(1)春期繁忙期 毎年3月10日から同年3月31日まで 毎年4月20日から同年4月30日まで 毎年5月6日から同年5月15日まで (2)夏季繁忙期 毎年6月15日から同年8月12日まで (3)秋期繁忙期 毎年8月13日から同年11月9日まで (4)年末繁忙期 毎年11月10日から同年12月31日まで	(1)年末年始繁忙期 毎年11月10日から翌年1月10日まで  (2)夏季繁忙期 毎年6月1日から同年8月31日まで (3)秋期繁忙期 毎年9月1日から同年11月30日まで
実績の把握	毎年の実績を各地方運輸局において翌年6月末までに把握する。	毎年の実績を各地方運輸局において翌年3月末までに把握する。